

山形市克雪対策総合推進計画

山 形 市

目 次

1 計画の目的.....	1
2 豪雪対策本部.....	1
(1) 設置基準.....	1
(2) 組織等.....	1
3 道路除排雪計画.....	1
4 排雪場.....	2
(1) 第1次指定.....	2
(2) 第2次指定.....	2
5 地域や高齢者等への支援.....	2
(1) 町内会・自治会による除排雪作業への報償金制度.....	2
(2) 除排雪機械購入事業への助成.....	2
(3) 高齢者・障がい者及び母子世帯雪下ろし等補助事業.....	3
(4) 除雪ボランティア.....	3
(5) 高齢者及び障がい者雪かき等支援事業.....	4
(6) 農道除雪.....	4
6 克雪対策の周知と市民意識の啓発.....	5
(1) 克雪対策の周知.....	5
(2) 市民意識の啓発.....	6
7 屋根雪下ろし実施組合の紹介.....	6
8 間口処理等協力業者の紹介.....	7
9 空き家の落雪等対策.....	7
【関係課 役割分担】	8
【改正経過】	9

1 計画の目的

この計画は、山形市地域防災計画に基づき、対応体制、除排雪及び助成措置など豪雪に係る総合的な克雪対策について、市と市民が一体となって取り組むことにより、豪雪による被害を最小限に抑制し、市民の安全と安心を確保することを目的とする。

2 豪雪対策本部

(1) 設置基準

対策の早期実施を行うため、積雪深が50cm^{注1}を超えた場合、豪雪対策本部を設置する。

注1 山形観測所（山形地方気象台）の観測値とします。

(2) 組織等

豪雪は災害であるとの観点から全庁的な体制を整備し、対応の的確化と迅速化を図る。

ア 豪雪対策本部の構成員（災害対策連絡会議と同じ）

本部長 市長

副本部長 副市長

本部員 全部長 会計管理者 議会事務局長 行政委員会事務局長

イ 関係課の役割分担

（ア）豪雪対策に係る関係課と役割は、別添「関係課 役割分担」のとおりとする。

（イ）風水害等の災害と同様に、全部課は所管業務に関する各機関や施設等から被害状況や対応状況等を収集し、豪雪対策本部へ報告を行う。

（ウ）豪雪対策本部設置後、夜間及び土日祝日における豪雪対策に係る関係課の職員の配置については、豪雪対策本部で決定した場合を除き、状況を勘案し関係課等の長が決定を行う。

ウ 庁内の応援体制

状況に応じ応援の必要な職員数について、豪雪対策本部にて人数按分し各部等へ割り当てを行う。

エ 豪雪本部の閉鎖

豪雪対策本部は、関係各課との協議を踏まえ、豪雪による市民生活の影響がなくなったと認められ、本部が行う事業、支援業務が概ね完了したと判断された場合に閉鎖する。

3 道路除排雪計画

冬期間における道路交通を確保し、雪害から市民生活を守るために、道路除排雪について、実施基準や対象路線等を定めて、実施することとする。

具体的な内容は別に定める「道路除排雪計画」のとおりとする。なお、状況に応じ、道路除排雪計画の運用に変更が必要な場合は豪雪対策本部にて決定する。

4 排雪場

(1) 第1次指定（降雪期から供用開始）

① 須川 反田橋上流右岸

② 須川 大字黒沢地内左岸（上山へ行くJR線ガードの手前）

③ 馬見ヶ崎川市球技場前左岸

④ 都市公園

周辺住民（事業所等は除く）がスノーダンプや軽トラ等で園外からの人力による雪捨てを認める。

（ただし、駅前公園、ひばり公園、もみじ公園、第二公園、西成沢公園、若宮公園、鳴遺跡公園、霞城公園、西公園、ほっとなる広場公園、南追手前広場公園、霞城セントラル広場は除く）

(2) 第2次指定（豪雪対策本部を設置した場合、供用開始）

① 馬見ヶ崎川千歳橋付近右岸

5 地域や高齢者等への支援

(1) 町内会・自治会による除排雪作業への報償金制度

道路除排雪は行政の対応のみでは限界があることから、自治活動の一環として一斉除排雪作業の実施を促すため、町内会・自治会が一斉除排雪作業を行った場合、その世帯数に応じ、報償金（重機使用加算額を含む）を支給する。

ア 世帯数に応じた利用上限回数（1シーズン当たり）

（ア）300世帯未満 1回

（イ）300世帯以上500世帯未満 2回

（ウ）500世帯以上 3回

（なお、豪雪対策本部が設置された場合はさらに1シーズンにつき2回を追加した回数まで制度を利用できる。）

イ 報償金額（1回当たり）

（ア）基本報償金 60,000円

（イ）重機使用加算額（※）105,000円（限度額）

※重機等を借り上げて作業を行った場合に支給。業者に委託した場合は基本報償金含め業者に支払う金額を支給（必要に応じて世帯数に応じた利用上限回数の合計金額（165,000円×回数）を上限に支給することも可能）。

(2) 除排雪機械購入事業への助成

町内会自治会での豪雪対策の強化を促すため、除排雪機械購入事業に対する助成を行う。購入事業費の3分の2を助成する（限度額40万円）。

(3) 高齢者・障がい者及び母子世帯雪下ろし等補助事業

高齢者、障がい者及び母子世帯の豪雪による被害を防止し、対象世帯の心身の安定を図るため、雪下ろし及び道路除雪後の住宅前等に残った雪の処理（以下「間口処理」という。）ができない方に対し、それにかかる経費について補助金を交付する。

ア 補助対象

高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯、母子世帯であり、同じ住所にお住まいの方々全員の市県民税が非課税の世帯（自力や援助者による雪下ろしや間口処理が不可能な世帯）

イ 実施期間

豪雪対策本部が設置された日から閉鎖までの期間中とする。ただし、雪下ろしについては、豪雪対策本部が設置されない場合であっても、局地的な豪雪により市民生活に大きな影響を及ぼすおそれがある場合を除く。

ウ 対象作業

【雪下ろし】

- ・自己又は家族が所有する住宅の屋根からの雪下ろし
- ・下ろした雪の主に玄関から道路までの生活上必要最小限の除雪及び排雪
- ・雪下ろしの場所がなく、近隣の敷地に下ろした雪の片づけ

【間口処理】

- ・道路除雪後の自己又は家族が所有する住宅及び車庫の前に残った雪の処理
- ・除いた雪の生活上必要最小限の排雪

エ 補助金額

【雪下ろし】

1回あたり54,000円を補助金額の上限とし、実績に応じて算出する。

補助金額は、対象作業に直接要した経費とし、諸経費等を除く。

なお、人夫賃の基準は山形市で紹介を行う雪下ろし実施組合の参考単価を上限とする。

【間口処理】

1回あたり6,000円を補助金額の上限とし、実績に応じて算出する。
(1シーズン 3回まで)

補助金額は、対象作業に直接要した経費とし、諸経費等を除く。

(4) 除雪ボランティア

山形市社会福祉協議会では、学校と地域が連携した中・高校生の除雪ボランティアの推進に取り組む。また、地域の支え合いの中での除雪ボランティア活動について必要な支援を行う。

(5) 高齢者及び障がい者雪かき等支援事業

高齢者又は障がい者のみの世帯に対して、軽微な雪かきサービスを実施し、冬期間の高齢者等の閉じこもり防止のための支援をする。

ア 対象者

高齢者又は障がい者のみの世帯で、同じ住所にお住まいの方々全員の市県民税が非課税の世帯（自力で雪かきができず、市内に親族や支援を行う者がいない世帯）

イ 実施期間

12月から翌年3月までの降雪期間

ウ 対象作業

現に居住している住宅（アパート、集合住宅等を除く）の玄関から生活道路までの宅地内の通路確保程度の軽微な雪かき

エ 負担額

1回当たり100円

豪雪対策本部設置前は1世帯あたり14回までとする。豪雪対策本部設置後、必要に応じて利用回数を増加する。

オ 実施主体

軽微な除雪作業を実施可能とする団体等（シルバー人材センター等）

(6) 農道除雪

果樹の剪定等の生産適期作業による安定的な生産の確保及び端境期における地元産野菜の供給が不能になることを未然に防ぐことを目的として、農用地及び樹園地への往来を確保するため、幹線農道の除雪及び一般農道の除雪への支援を行う。

ア 幹線農道除雪

樹園地や園芸施設への往来が必要な幅員が概ね4.0m以上で農業受益者が3名以上の舗装された幹線農道を対象に、豪雪対策本部設置に合わせて、要望調査を行い、緊急性や積雪量などを勘案して除雪を行う路線・実施時期を決定する。

積雪期以外に対象と見込まれる農道の幅員や周囲の状況を確認する。

農協と連携を図りながら、要望路線調査の集約や除雪当日の対応等について、円滑な実施ができるような方策を検討する。

イ 農道除雪支援事業

豪雪対策本部設置に合わせて、樹園地等への往来に使用する農道除雪を支援するため補助を行う。

(ア) 対象 樹園地等への往来に使用する農道を除雪した団体

2名以上の農業者で構成

(イ) 補助率 補助対象経費の2分の1以内

(ウ) 補助対象

- ① 市指定除雪業者に除雪を委託した場合の委託料
- ② 除雪機器のレンタル費及び燃料費等
- ③ 外部委託によるオペレーター料等

(エ) 事業の周知

農協本店・営農センター・支店によるチラシの配布依頼により早急な広報を行う。特に園芸施設の所有者には個別に周知してもらう。

6 克雪対策の周知と市民意識の啓発

克雪は市民、事業者、行政の連携による取組が有効なことから、山形市の克雪対策や対応状況を迅速、的確、効率的に周知を行うとともに、克雪に係る安全と安心のための注意を喚起し、意識の啓発を図る。

(1) 克雪対策の周知

ア 克雪対策について12月までに、必要に応じて自治推進委員長会議で説明を行う。

イ 克雪対策について12月までに市報と市ホームページへ掲載する。

ウ 豪雪対策本部を設置した場合または豪雪により克雪対策の変更や追加を行った場合は、次の手段により市民への周知を図る。

- ① 市ホームページへの掲載
- ② 町内会自治会の長への文書郵送（町内会自治会の回覧依頼）
- ③ 民生委員児童委員への文書郵送
- ④ 自治推進委員長への文書郵送
- ⑤ 地区民生委員児童委員協議会会長への文書郵送
- ⑥ 自治推進委員長会議、民生委員児童委員連合会会长連絡会など各種会議での説明
- ⑦ 防災メールマガジン、市公式LINEでの配信
- ⑧ 市公式フェイスブック、防災対策課公式X（旧ツイッター）への掲載
- ⑨ マスコミを通じた周知

エ 緊急に注意喚起（落雪、融雪など）が必要な場合

- ① 防災メールマガジン、市公式LINEでの配信
- ② 市ホームページへの掲載
- ③ 市公式フェイスブック、防災対策課公式X（旧ツイッター）への掲載
- ④ マスコミを通じた周知

オ 市議会議員への周知

克雪対策とその取組状況について、常任委員会へ適宜報告を行うとともに意見をいただき、対策の検証と改善に反映させる。

豪雪対策本部を設置した場合または豪雪によりシーズン中に克雪対策の変更や追加を行った場合は、市議会各議員へ文書にて通知を行う。

(2) 市民意識の啓発

ア 一般的な注意喚起

- ① 路上駐車の禁止
- ② 道路区域内障害物の撤去（植木鉢、看板、その他障害物等）
- ③ 道路への排雪禁止
- ④ 除雪後の後片付けへの相互協力
- ⑤ 消火栓、防火水槽周辺の積極的な除雪協力
- ⑥ 河川・水路・側溝への排雪禁止
- ⑦ つららの早期除去
- ⑧ 雪捨て場へのゴミの投棄禁止
- ⑨ 融雪事故防止

イ 雪下ろし作業の安全確保

雪下ろし作業による事故を未然に防ぐため、次のことについて周知を徹底する。

- ① 屋根の雪のゆるみに注意
- ② 安全な服装での作業
- ③ 命綱の使用（雪がないうちに命綱固定用アンカーの屋根への取り付け）
- ④ はしごはしっかり固定
- ⑤ 使いやすい除雪道具の使用
- ⑥ 2人以上で作業
- ⑦ 無理な作業はしない
- ⑧ 足場にはいつも注意

ウ 吹雪などの時に車で外出する際の注意点及び車が立ち往生したときの対応

- ① 道路状況や気象状況に応じた無理のない運転をする
- ② 十分に燃料があることを確認する
- ③ スコップや懐中電灯、手袋、長靴、防寒着、牽引ロープなどを常備する
- ④ 車が立ち往生したときは、近くの人家などへ救助を依頼する
- ⑤ 車が立ち往生したときは、車のマフラーが雪に埋まらないように定期的に除雪する
- ⑥ 車を置いて避難する場合は、車の鍵をつけたままにする、連絡先を書いたメモを表示するなど、除雪や救助活動の妨げとならないよう配慮する
(運転者が不在で放置車両が除雪や救助活動の妨げとなる場合、道路管理者が車両を移動することがある)

7 屋根雪下ろし実施組合の紹介

自宅の雪下ろしを希望する市民に実施組合を紹介する。合わせて、実施組合の拡充に努める。

実施組合の情報（組合名、連絡先、参考単価、対応可能作業など）は市ホームページなどを通じて周知を図る。

8 間口処理等協力業者の紹介

間口処理又は雪かきを希望する市民に協力業者を紹介する。

協力業者の情報（業者名、連絡先、参考単価、対応可能作業など）は市ホームページなどを通じて周知を図る。

9 空き家の落雪等対策

空き家の落雪等について不安があり、町内会自治会等から相談があった場合には、次のとおり対応する。

- ① 相談の受付
- ② 所有者の確認^{※1}
- ③ 所有者への注意喚起
- ④ 所有者が相談物件の除却を希望した場合は、対応可能な補助事業での助成を検討

※1 住宅政策課が資産税課への照会により所有者を確認する。ただし、当該情報は課税情報のため、相談者等への開示はしない。

【関係課 役割分担】

No.	対策項目	担当課	電話（内線）
総合窓口	執務時間内	防災対策課	216、380～384
		道路維持課	466、485～491
		広報課	230、231
		市民相談課	240、241、254
個別窓口	執務時間外 (個別窓口への取次のみ)	資産マネジメント課 (守衛室)	641-1212(代表)
	2 豪雪対策本部事務局	防災対策課	216、380～384
	3 雪下ろし作業など業者組合等の紹介		
	4 間口処理等協力業者の紹介		
	5 積雪時の交通対策 ・除雪作業の支障となる路上駐車の自粛推進 ・マイカー自粛運動の推進(公共交通機関の利用PR)	市民課 公共交通課	387 929
	6 消費者トラブルに対する相談対応と啓発	消費生活センター	647-2201(直通) 647-2211(相談専用)
	7 積雪によるゴミ集積所関係	循環型社会推進課	694、695
	8 障がい者家庭の雪対策	障がい福祉課	549
	9 生活保護家庭の雪対策	生活支援課	591
	10 除雪ボランティアの推進	地域共生社会課	587
	11 町内会自治会による除排雪作業への報償金制度	広報課	230、231
	12 除排雪機械購入事業への助成		
	13 高齢者家庭の雪対策	長寿支援課	566、569
	14 高齢者・障がい者及び母子世帯雪下ろし等補助事業		
	15 母子家庭の雪対策	こども家庭支援課	579
	16 商業団体等への雪捨て場の周知等	ブランド戦略課	422
	17 工業団体等への雪捨て場の周知等	産業政策課	418
	18 農業関係の雪害対策 農道除雪支援事業	農政課	429、432
	19 農業用水路の流水調整	農村整備課	442、444
	20 空き家の落雪に係る相談 空き家除却に関する補助事業の活用検討	住宅政策課	470、471
	21 空き家所有者情報の検索	資産税課	317、318
	22 公園への雪捨て	公園緑地課	531
	23 融雪時の河川の対応	河川整備課	507、508
	24 市道の除排雪全般	道路維持課	466、486～491 489、490
	25 雪捨て場の確保、現場管理		
	26 消雪道路の管理		
	27 水路等の溢水処理の対応	道路維持課 農村整備課	466、486～491 442、444
	28 夜間早朝の溢水応急処理対応	通信指令課 東消防署 西消防署	634-1198(通信直通)
	29 通学路の確保と安全対策	学校教育課	630

【改正経過】

策 定 平成24年11月14日
一部改正 平成25年10月29日
一部改正 平成26年12月 1日
一部改正 平成27年12月 1日
一部改正 平成28年12月 1日
一部改正 平成29年12月 1日
一部改正 平成30年12月 1日
一部改正 令和 元年12月 1日
一部改正 令和 2年12月 1日
一部改正 令和 3年12月 1日
一部改正 令和 4年12月12日
一部改正 令和 5年12月 1日
一部改正 令和 6年12月 1日
一部改正 令和 7年12月 1日